

【研究ノート】

日本人漂流民送還と外交文書

松尾 晋一

はじめに

江戸幕府が清との間に外交関係がなかつたことは知られているが、唐船による日本人の漂流民送還にあたつて外交文書のやり取りをした事例がある。この点を紹介している劉序楓氏の「鎮國」体制下における日中交流——漂流・漂着船を通して——によると、清が乾隆帝、日本が家重・家治の時期（宝曆元年（一七五二）—明和四年（一七六七））で、六回の日本人漂流民送還にあたつて外交文書が交わされた。¹

一般的には、日本人漂流民が長崎に届けられると、清の海上往来手形である「部牌」・「護照」などやその訳文が長崎奉行から江戸へ提出されはするものの、幕府、あるいは奉行から文書の発給はなく、唐通事の名義で日本人の受け取り証文が発給される。しかし、この時の唐人商人は「護照」のほか「咨文」を持参した。「咨文」は、明の同級官署間で用いられた文書形式であつたが、やがて明朝の官府間の伝達事項だけではなく、冊封を受けた国王と明朝の官府との間の外交文書としても用いられた。² 東京大学史料編纂所蔵「蒋洲咨文」や沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫蔵の「道光福建布政司咨」などが知られている。³

さて本稿で注目するのは、日本人漂流民送還にあたつて「咨文」を日本側がはじめて受けとつた宝曆元年の事例である。古河歴史博物館に「長崎奉行返札書」一四〇二（B二三五・一）及び「長崎奉

行返札書」一四〇三（B二三五・二）が所蔵されていて（以下、一四〇二、一四〇三と表現する）、この二点は、宝曆二年（一七五二）二月念（廿）八日付で長崎奉行菅沼下野守定秀から「大清福建泉州府廈門海防廳許爺」、「大清浙江寧波府鄞縣正堂黃爺」に宛てた「回咨」写である。これは、清から送られた咨文に対する返書で、福建省の秦嶼港に漂流した南部盛岡郡の又五郎などが日本へ送還された時に唐人商人が持参した咨文に応じて発給されたものである。

この「回咨」の内容については、「漂海記」、「南部人漂流記」、「迷復記」⁴、「外国通覽」（通航一覽⁵）は、「迷復記」「外国通覽」を底本にしている⁶で確認できるが、二点の「回咨」写はこれまで存在も知られておらず、本紙の原形を知ることができるものとして貴重なものと考える。そのため、まず「回咨」発給に至る日本人の漂流から帰国までの経緯を確認する。つぎに「回咨」写の分析を行い、清からの「咨文」に対する「回咨」発給の意義について考えてみたい。

一、日本人の漂流から帰国

宝曆元年十二月二十三日、長崎奉行所御用場で山崎仁左衛門・松本弥左衛門立会いの下、清から日本に送還された南部出身の又五郎ほか五人と唐人童天榮、黃福の尋問が行われた。その時の様子や提出物などは詳細に記録されていて、「外国通覽」、「南部人漂流記」で確認できる。

これらによると寛延三年（一七五〇）十一月十七日、又五郎・伊七郎・利兵衛・利右衛門・長介・伝六・文治・五兵衛の八人は、江戸へ向けて南部盛岡郡を出船（十六端帆船）した。しかし逆風にあつて漂流し、翌年三月四日に福建省の秦嶼港付近にたどり着いた。近

くにいた唐船（役船）から小船が出され、船改めと米・水が支給された。翌日には上陸して吟味を受け、その後歓待を受けた。三月二十九日、積荷が唐船に移され、四月四日船ともども廈門に送られた。同月二十三日廈門に着き、積荷は藏に入れられ、役所での吟味が改めて行われた。ここで「神力丸」および積荷の俵物などは売扱われた。町はずれの寺を見学したり、船軍の見物などをして中国社会に触れる機会もあった。

そんななか利兵衛が病に倒れ、五月十三日に死亡した。¹⁰ これにより七名になつたが、六月朔日に廈門から寧波へ向けて出船した。寧波に着いたのは同月十日で、その日のうちに吟味が行われ、翌日鄞県の知県が荷主・信公興に日本人を受取るように命じた。日本人七人は翌日上陸して、船主・邱氏に伴われて信公興宅へ移された。寧波はここ数年日本へ渡る商船が多く、そのため日本語のわかる者がいなかつたのであるが、信公興の知人に少し日本語がわかる者がいて、それが黄福であった。過去に一年ほど長崎に在留した経験を持ち、又五郎等と共に長崎へ渡ることになる。信公興はもうひとり、日本への渡海経験があるものの日本語を話せない童天榮を、世話係として付けた。

ここで三か月ほど滞在した後、九月二十七日に乗船が命じられた。しかし十月中は風が悪く、長崎へ向けて出帆したのは十一月六日になつてのことだつた。天候が悪く、決して順調な航海とはならなかつたようである。天草の甲島近海に着いたのが十二月三日のことだつた。この日も風が強く船端の腕木九尺ほどが折れ、不運にもそれに当たつた唐人一名が命を落とした。夜になつても風は収まらず、停泊できないほどであった。こうしたなか天草からの役人などが駆けつけ、小船數十艘で唐船を浦内へ引き込み、鉄碇、大綱を用いて繫

留させた。唐船には番船五艘がつけられ、警戒にあたつた。そんななか、伝六が病に倒れ、唐人が薬を煎じ介抱したものの、同月七日に命を落とした。¹¹

唐船は十九日に出船、翌日長崎に到着した。帰国した六人は取り調べが行われ揚屋に入れられた。そして最終的には、十二月二十八日付で奉行所宛に「口書」を提出している。

二、「咨文」への対応

この時、唐人共差出候口書和解も作成され、これは幕府に一通、江戸にいる長崎奉行松浦河内守信正¹²、菅沼下野守定秀へそれぞれ一通、十二月二十七日に送られた。唐人が持参した咨文も、河間幸太郎、神代文蔵、中山太右衛門の唐通事が和解を作成したが、「御内々にて和解被仰付候ゆへ、本文の義相知不申候」と「迷復記 五」にはある。¹⁴

さて本稿で対象とする「咨文」への返書（回咨）について、未拾壹番船主鄭青雲・同船客黄福・同船客童天榮が尋問時に、「官府の役人等心を添られ、書状をもつて本船の護照を頼、請往来三ヶ月を限り、往還無沈滯、難商之苦無之候様被申付候」とこれまでの経緯を説明し、「各所に官府等貴国王上之御返書を相待申候、その上にて北京へ罷越、御返答申上相仕舞度奉存候」との希望を伝えた。

つまり、鄭青雲等は護照を携え日本人六人を送還したけれども、日本からの返書を持ち帰ることを日本側に求めたのであつた。実はこの時、これまでとは異なる条件があつた。それは六月一日付（廈門を出船した日付）福建省泉州廈門海防府及び十一月一日付浙江省寧波府鄞県の地方官僚から「日本国王」宛ての咨文を彼らは持參し

ていた。日清間に国交がない条件下では、こうしたことは異例であった¹⁶。

長崎奉行菅沼定秀は、在江戸の同役松浦信正、そして老中御用番

本多伯耆守正珍に宿次でこれを伝えた。『通航一覽』¹⁷には江戸の対応が、「御老中方被仰聞候は、先年より日本人渡海の儀數度有之候へとも、此度の如く委細に書付差上候儀無之由にて、御満悦被思召候」と記されている。ここで「御満悦」だつたのは将軍家重であろうが、清の地方官僚への返翰は長崎奉行菅沼定秀から直に遣わすよう命じている。

この指示を受けた菅沼は、向井元伸¹⁸、田邊八右衛門¹⁹、森仁兵衛²⁰を呼び出し評議して和文を仕立てさせ、これを漢文に書き改めた²¹。清からの咨文は「日本国王」宛てであつたが、こうして菅沼定秀から清の地方政府官僚への回答が作成されたのである。この回答は「南部人漂流記」、「外国通覧」²²で、封袋の形態と本紙の内容が確認できる。なお、寧波府への回答には、まず「送至寧波府回答封袋照前全式」と記されていて、泉州府廈門海防廳許爺宛と同様の形式であつたことが知れる。

「南部人 漂流記」には封袋が図示されており、(長(縦)一尺一寸六分(約三五センチ)、濶(横)八寸六分(約二六センチ))で、表に「長崎鎮府之印」が二つ捺され、裏に一つ捺されていたことが確認できる。本紙の大きさは記されておらず、不明である。では、古河歴史博物館に所蔵されている「回答」写二点を、つぎに見ていくことにしたい。

『通航一覽』は漢文が省略されているが、「南部人 漂流記」及び「航海記」には漢文が記載されている。但しそこには、改行や訓点などの記載がないなど、ここで紹介する二点と異なる。従つてそれぞれ、

まず古河歴史博物館所蔵の画像を掲載し、その後「漢文」、そして〔漢文〕作成の前に書かれた「和文」(「唐国福建省江漂流記問答」)を紹介する。

三、長崎奉行菅沼定秀発給の「回答」

凡例

1. 翻刻にあたつて、漢字は底本を原文どおり活字にした。ただし、一部常用漢字を用いたものもある。
2. 史料名は、『鷹見家歴史資料目録』(茨城県古河市教育委員会、一九九三年)に従つた。
3. 訓点は、朱書きである。墨書きと区別して、ゴシックとした。
4. 略字は一字あけで示した。
5. 「漢文」本紀要における段組みの関係上、行が二行以上にわたる場合は二行目から一字分行頭を下げて表記した。なお、引用史料の体裁についてはいづれも写真を掲載していることから、そちらを参照されたい。
6. 「和文」変体仮名は平仮名に改めた。
7. 「和文」史料を読みやすくするために、適宜読点を付した。

〔写真1〕〔長崎奉行返札書 一四〇二〕

〔漢文〕



大日本西海道肥前州長崎鎮府下野守源為復書移咨事夫惟
貴國仁綱覆世文教ノ之化格于四表恭照
本邦德澤配天恤生ノ之意溢于九閥凡編戶ノ氓跨歷海
運輸貨殖所以黎庶
治生寔係

皇化廣被而遭逢厄難者靡不沐其庇蔭茲有
本邦陸奥州南部民商又五郎等於去歲參月初陸日遇颶
至ル

貴國秦嶼港口已經福鼎縣查明船內裝有草包鹹魚或拾餘擔令其寫字寫出
本邦陸奥州南部民商又五郎等於去歲參月初陸日遇颶
至ル

武俗曰平安而至又五郎等入照敷此所付金文件又五郎等日供商賈
悉此誠

貴國懷遠之仁洋溢莫以爲異因此設商所做貨物即令買易移入越州也
連同轉以附於官機請參定之願望至回信者

日本南部釜石浦人隨即移送廈門館驛累日飭給薪米等
貳拾餘擔令其寫字寫出

查明船隻不堪修整准該船魚貨併令變賣估價銀
兩統給又五郎等收領更

爲矜艸漂商艱苦蠲免關稅內有利兵衛壹名於伍
月拾參日身故方其病時

撫養調治以暨殯葬之事深荷顧盼其餘人衆因恐在

厦日久覓舟移送寧波

府等情又附寧波府鄞縣黃移咨飭令行商鄭青雲發船

送回于國於拾貳月

貳拾日平安而至又五郎等人照數收訖所齋咨文併又五郎

等口供業經詳

悉此誠

貴國懷遠之仁洋洋盈盈莫以テ尚焉因此該商所載貨物

即令貿易格外越例迅

速回棹以酬效勞擬謝眷愛之盛須至回咨者

復
右
大清福建泉州府廈門海防廳許爺
大日本寶曆貳年壬申貳月
念八日

〔和文²⁴〕
貴國懷遠之深仁、洋々盈々として是に加ふる事なし、依之
右之段々之功に酬ハンと、為其積渡候荷物、早速商壳申付、
格外に順番を越して、速に令帰帆候、依而預御世話過分
至極之謝意、回咨ヲ以申伸、

大清福建泉州府廈門海防廳許氏江
大日本寶曆二年壬申二月二十八日

夫ヲモンミレハ、
貴國仁綱世ヲ覆ヒ、文教之化四表に至ル、恭クオモンミレハ、
本邦德澤天ニヒトシク、生を恵ムノ心九閨に溢ル、凡編戸ノ民海洋
ヲ浚き貨殖之計ヲ致、此故に民生之イトナミ

皇化之広被ニカレリ、依而厄難に逢シ者、其庇蔭ニ休セストイ

フ事無、爰に

本邦陸奥州南部之商民又五郎等、去年三月六日、

貴國秦嶼港へ漂流セシメ候處、福鼎縣ニ而御吟味被遂舟中薦

包之塩魚凡二千斤余有之、尚又字ヲ書セラレ候得は、

日本南部釜石浦之人と書出候ニ付、早速廈門之駅舎迄被

送届、米薪等多日供給セラレ、其後福鼎縣へ被申越、乘

捨候船具等吟味有之候處、用立難成候ニ付、船并塩魚等一日に

売扱セラレ、代銀又五郎等へ為受取、其上難商之難苦を

労セラレ、閏稅ヲ被指免候由、且亦乗組之内利兵衛と申者、

五月十三日病死セシメ候處、病中之撫恤調養の次第埋葬等二

及迄、段々御心遣ひに預り候、尚又相殘人數廈門の地へ滯留

久敷候ニ付、船を求められ、寧波府へ差送られ候由、然ル処

寧波府鄞縣黃氏も咨文被相添え、行商鄭青雲へ

下知ヲ以船を仕立、又五郎等帰国を申付、十二月廿日無恙連

渡候ニ付、右人數慥ニ請取、咨文并又五郎等申口ヲ以、委細之義

承届候、誠以

貴國懷遠之深仁、洋々盈々として是に加ふる事なし、依之

右之段々之功に酬ハンと、為其積渡候荷物、早速商壳申付、
格外に順番を越して、速に令帰帆候、依而預御世話過分

至極之謝意、回咨ヲ以申伸、

右復

大清福建泉州府廈門海防廳許氏江
大日本寶曆二年壬申二月二十八日

〔写真2〕【長崎奉行返札書 一四〇三】

〔漢文〕

大日本西海道肥前州長崎鎮府下野守源一為復書移咨

事夫惟坤興肇基

兆庶均謠擊壤於欣抃

我朝同運和氣煦育共宣承平之德化茲有

本邦陸奧州南部民商又五郎等遇颶飄至

貴國復時之仁匪

青雲艦舟於去歲拾壹月初陸日開洋因風不利逗於

本邦天草沿海數日仍于拾貳月貳拾日撞入華航衝地審訊

縣飭令商人信公興行商鄭

青雲艦舟於去歲拾壹月初陸日開洋因風不利逗於

本邦天草沿海數日仍于拾貳月貳拾日撞入華航衝地審訊

飄流緣絲逐一詳

悉羈留閩省之際叨荷典待多方加意更蒙

貴縣安

頓館舍給予薪水其權

貴縣安

疾者撥醫數員儘加調攝另賑路貿衣裝等項按名籠

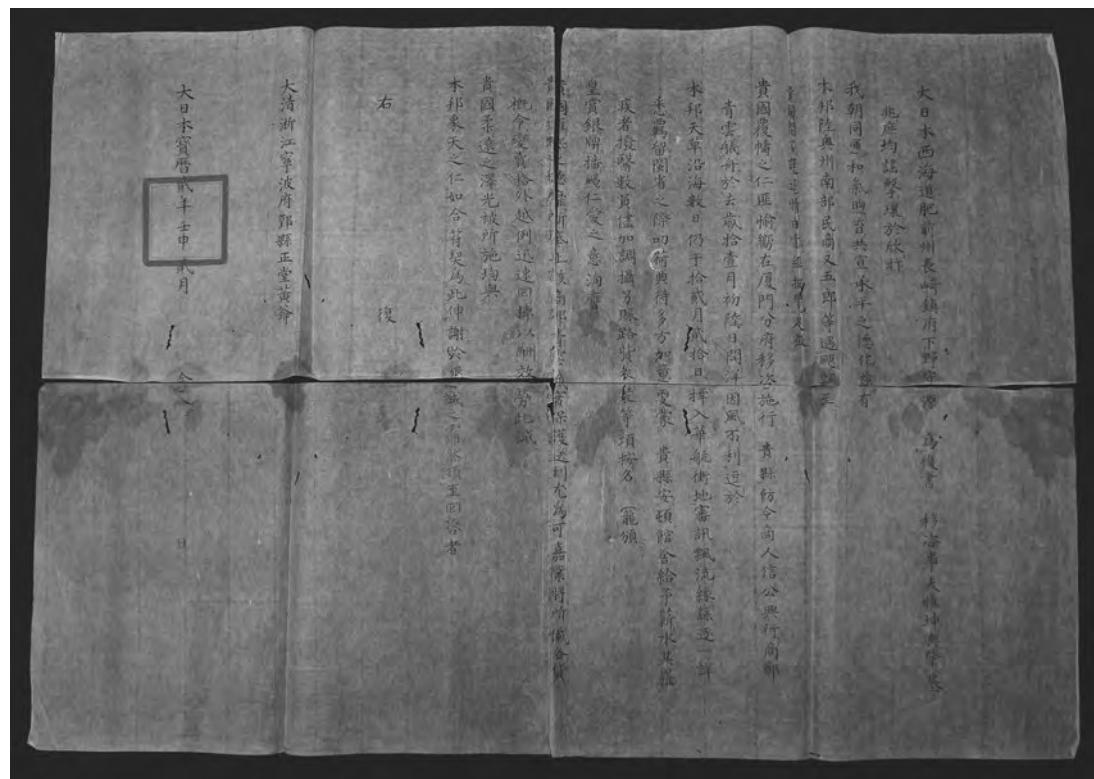
頒

貴國雍熙之德靡所底止該商鄭青雲誠實保護送到

斯

尤為可嘉業將所載各貨

斯



概令變賣格外越例迅速回棹以酬效勞此誠
貴國柔遠之澤光被所施均與
本邦象天之仁如合符契為此伸謝於懇誠之需然タルヲヘキ
至回咨者

右

復

大清浙江寧波府鄞縣正堂黃爺
大日本寶曆貳年壬申貳月

念八 日

右

大清浙江寧波府鄞縣正堂黃氏へ復
大日本寶曆二年壬申二月廿八日

大

〔和文²⁵〕

大日本西海道肥前州長崎鎮府下野守源氏、移知事ヲ

復するための事、夫モンミレハ、國家載興之基

肇、兆庶ひとしく擊壤をうたふ、爰

我朝同運之和氣、吻育として共ニ泰平之德化を宣ふ、爰

本邦陸奥州南部之商民又五郎等難風ニ逢ひ、

貴國閩省へ漂流せしめ候所、今度護送之旨趣を詳に披閱

せしめ、貴國復疇之仁薄からずして、廈門分府より

貴縣へ咨文を備へ、則商人信公興、行商鄭青雲に仰セ舟

を議ひ、去十一月六日出帆致候由、風不順にて

本邦天草之地方へ漂着し、同十二月廿日、長崎へ令着舟

候、爰に於而漂泊之次第逐一審問候処、閩省へ編留之間、饗接懇篤にして諸事心を加へられ、猶貴縣者館

舎を設けられ、米薪等與られ、病苦之者には數多之醫師ヲ

差添、懇に療養に預り、其外路費衣裝等賑振給有之、

加之 皇賞之銀牌銘々江被為恩賜、博く仁愛ヲ本トせし事、

貴國應照之德惠何そ止んや、鄭青雲儀も船中丁寧ニ介抱致送來候段、誠に實意之至ニ候、依之其効勞に酬んカタメ、積渡荷物不殘商賣ヲ遂テ、格外之義ヲ以順番ヲ越し、速ニ帰国セシメ

候畢、誠 貴國柔遠之德光澤の施ス所ニシテ、本邦天に象ルノ仁符ヲ合ス、深キ懇誠之至意ヲ謝センカ為、依之回咨ヲ

以申仲候、

四、回咨の体裁

〔写真1〕〔写真2〕を見ると、四紙を継いでいることがわかり、二点ともに縦五四センチ×横七八センチである。²⁶ この時清から送られた咨文の法量は、不明である。つぎに注目したいのは「回咨」の文末に「大日本宝曆貳年壬申貳月念八日」とあって、大清に対する対等な国「大日本」と国名を示し、外交文書としての体裁をとり、日本の年号・干支を使用した点である。咨文に応える外交文書としての性格を考慮したうえで、日本の独自性が明確に示されている。

そして、その上に一か所「長崎鎮府之印」(写真3①)が捺された。高橋公明「外交文書、「書」・「咨」について」によると、「官僚機構の発達した明・朝鮮では、公式文書で使用される官印―たんに「印」とあれば官印―と、私人の資格で使用される私印―朝鮮では「図書」とも言う―には厳密な区別があつた」そうであるが、通常長崎

奉行の文書は、在任者の名と花押を添えて書状は発給される。国内において官印の長崎奉行印を押したものは確認されていない。ここでは、咨文に官印「鄞縣正堂之印」（写真3③）が捺されていたので、それに応えるものとして長崎奉行の官印を作製したと推測しておきたい。

〔写真3①〕



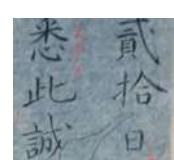
〔写真3②²⁹〕



〔写真3③²⁹〕



〔写真4〕 〔写真5〕



〔史料6〕



〔写真4〕（長崎奉行返礼書（一四〇三）部分）を見ると虫損（左）があるが、写本の基になつたものにも虫損があつたようで、〔写真4〕〔写真5〕（長崎奉行返礼書（一四〇二）部分）〔写真6〕（同上）でも確認できる。回咨の原本は鄭青雲に渡されたので、それを写したもののが存在し、後世になつてそれを謄写したと考えられる。

一四〇二は〔写真5〕〔写真6〕の虫損跡写しが一致するので横に二等分で谷折りしたことが一度あつたことを確認できるが、その他の折は不明である。一四〇三も虫損跡が写されている。しかしそれに符合する虫損跡が記されていないので、折り方は不明である。

ただ推測が許されるのであれば、基になつたものは、一紙で折らずに保管されていたとも考えられる。また、一四〇二・一四〇三の保管上の関係はそれぞれの虫損跡の写しが一致しないことから、ある段階では別に保管されていたとも推測できる。

つぎに、この写しの折を確認する。まず一四〇二は虫損から横に二等分した谷折りがあつたことは確認できる。しかし、虫損の位置関係から縦に二等分した手順はわからない。一方一四〇三も、虫損から横に二等分した折が一度あつたことは確実に言える。しかし縦に二等分で谷折りしたタイミングは不明である。折とシミの関係は

五、回咨写の伝来

わからないが、シミの範囲などをふまえると、一四〇二・一四〇三が重ねて保管されていたとみられる。なお、いつの段階で糊剥がれが起きたかは、不明である。

それでは、そもそもこの二点の「回咨」写が鷹見家史料のなかにあるのであるうか。鷹見家の主家である土井家は、利益の時、元禄四年（一六九一）二月に鳥羽から唐津への転封が決まり、同年八月に初入部している。その後、利実、利延と続き、つぎの利里が宝暦一二年（一七六二）九月に下総吉河へ転封になるまでの七一年間、土井家が唐津城主を務めた。³¹ この間、代々「長崎御用」を担つていった。³² 回咨が作成された宝暦二年は、利里の唐津城主時代にあたり、土井家が唐津城主であった宝暦一二年までにこれを手に入れた可能性がある。また、その後の利厚、利位は老中となり、海防掛を専管したことから海外情報や外交文書などの収集にあたつた。鷹見泉石自身も様々なるルートから海外情報を得ていたことは知られている。³³ この時期の可能性もある。伝来の可能性は何通りも考えられ、今後の課題としたい。

おわりに

江戸幕府と清との間に正式な外交関係が成り立っていないなかで、互いの外交文書が問題なく機能した事例をここに紹介した。本文中で清代の外交文書論を考える素材になりうるのではないかと指摘したが、これは当該期の東アジア世界における国家関係を理解するうえでも好個の事例と言えよう。

国家の体面を保つための外交文書作成過程での衝突や議論ばかりに目が行きがちだが、日本の立場に立つて考えてみると、書式を清

に合わせつつ、対等な国としての独自の要素を取り入れて作成された外交文書が機能した。東アジア世界における外交文書の分析を今後積み上げていく必要は当然あるが、今回の事例は、形式をさほど気にしない寛容な外交の世界といった側面が東アジア世界にあったことを裏付けている、とも言えなくもないのではないだろうか。

（長崎県立大学地域創造学部教授）

1 「鎖国と開国」—近世日本の「内」と「外」 国立台湾大学出版中心、
二〇一七年。乾隆帝が日本人漂流民に下賜した「皇賞」について
も、ここで紹介している

2 沈載權「朝鮮と明の実務的外交文書「咨文」分析」『古文書研究』
四二、二〇一三年。

3 須田牧子「『蔣洲咨文』について（倭寇と倭寇図像をめぐる国際
研究集会「報告」）』東京大学史料編纂所研究紀要（二三）、二〇一三
年。法量は、縦五七・一センチ、横五一・七センチ。但し、天地
左右に切り落とされた形跡があるそうである。

4 沖縄県立図書館貴重資料デジタル文庫による。縦五九・五センチ、
横二四四・五センチである。

5 東京海洋大学百周年記念資料館寄託資料。

6 荒川秀俊編『近世漂流記集』法政大学出版社、一九六九年。

7 「宝曆元年同四年甲戌日本船唐工漂流帰朝御吟味口書写」国立公
文書館一八五一〇一四六。

8 国立公文書館一八四一〇一五四。このなかに「唐国福建省漂著之
口書」「唐国福建省江漂流記問答」がある。

9 国書刊行会、一九一二・一三年。四六八～四八三頁。

10 厦門の提督から海防府に命じられた墓所に葬られ、「日本国利兵
衛の墓」と刻まれた石碑が建てられた。

11 この件は天草の役人に伝えられ、死体の確認がされた後、桶に入
れて陸にあげられた（『通航一覧』国書刊行会、一九一二年、五、
四九〇・四九一页）。船頭鄭青雲は、十二月八日付で伝六の病中に
与えた薬のリストも提出している（同四百七九頁）。

12 幕府内部の評判としては、高く評価されていた人物である（木村
直樹『長崎奉行の歴史』KADOKAWA、二〇一六年）。

13 俞良直。宝曆元年六月二十二日、五十歳で大通事助になつている
（宮田安『唐通事家系論攷』長崎文献社、一九七九年、四一八頁）。

14 前掲「迷復記 五」。

15 なお、護照は同月六日付。翌日寧波出口デカイ閥を出船した（前
掲『通航一覧』）。

16 下級官僚による咨文の発行には、清朝側の何らかの政治的考慮が
あつたと劉氏は考へている（前掲「鎖国」体制下における日中
交流—漂流・漂着船を通して—）。

17 前掲『通航一覧』五、四九三頁。

18 兼般。長崎聖堂第五代祭酒（薮田貫・若木太一編著『長崎聖堂祭
酒日記』関西大学出版部、二〇一〇年、『新長崎市史 第二卷近
世編』長崎市、二〇一二年、七五一頁）。

19 茂啓。長崎聖堂の書記役。長崎奉行の命を受けて『長崎実録大成』
十六巻を編述した（前掲『新長崎市史 第二卷近世編』七六三頁）。

20 「南部人 漂流記」には名前がなく、「手前」とある。従つて、
森仁兵衛が書き記した記録をもとに「南部人 漂流記」がまとめ
られたと、ここでは考へておきたい。

21 前掲『唐国福建省江漂流記問答』。

22 前掲『近世漂流記集』六〇～六二頁。

23 前掲『唐国福建省江漂流記問答』。

24 前掲『唐国福建省江漂流記問答』。

25 前掲『唐国福建省江漂流記問答』。

26 蔣州咨文（東京大学所蔵）の場合、縦五六・七センチ×横五一・

七センチ。

27 『年報中世史研究』七号、一九八二年。

28 前掲「唐国福建省江漂流記問答」。

29 前掲「唐国福建省江漂流記問答」。

30 前掲『長崎聖堂祭酒日記』一五六頁、一六五頁。奉行所へ赴きこ

とを「上序」と表現している。なお、唐船に与えた信牌にも「鎮台」が使用された。

31 『寛政重修諸家譜』五、続群書類從完成会、一九六四年。

32 拙著「江戸幕府の長崎支配と大名課役」（『長崎県立大学国際情報学部研究紀要（一五）』二〇一四年）など参照されたい。

33 『鷹見家歴史資料目録』（茨城県古河市教育委員会、一九九三年）、永用俊彦「近世後期の海外情報とその収集—鷹見泉石の場合—」

（岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』岩田書院、一九九七年）、片桐一男『鷹見泉石』（中央公論新社、二〇一九年）、ほか。

〔付記〕

本研究は、JSPS科研費18K00970、同18H00698の助成を受けたものである。

脱稿後、勝峯月溪『古文書学概論』（目黒書店、一九三〇年）に、大清福建泉州府廈門海防廳許爺から日本國王へ宛てた咨文と、長崎奉行菅沼定秀から大清福建泉州府廈門海防廳許爺へ宛てた回答が紹介されていることを知った。この典拠として、「從廈門・寧波來書同回答」と記されているが、現在の所蔵先は不明である。紹介されているものには訓点が付いている。これが底本にあつたのか、現時点ではわからない。訓点は本稿で紹介したものと異なっていて、この分析は今後の課題としたい。なお、情報提供してくださった吉永光貴氏（東京大学・院生）には、記して謝意を表したい。